

石綿健康被害救済制度の療養手当等の見直し（案）について  
（環境大臣からのメッセージ）

令和 7 年 12 月 26 日（金）

石綿健康被害救済制度の救済給付の給付水準は、類似の他制度との均衡を考慮して、平成 18 年の制度創設時に設定されたものでございます。

一方、近年続く物価上昇を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額等について、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進めると示されました。

これを踏まえ、環境省としては、石綿健康被害救済制度の療養手当、葬祭料及び特別葬祭料の額について、平成 18 年以降の物価等の変動を考慮した額への見直しを進めることとしました。

給付額については、令和 7 年の全国消費者物価指数等を反映した類似の他制度の給付額等を踏まえ確定させ、令和 8 年 4 月から適用できるよう、今年度末までに必要な政令改正等の手続を進めることとしております。

引き続き、石綿健康被害救済制度を着実に運用し、石綿による健康被害の迅速な救済に努めてまいります。